平成２９年（フ）第３９号
宮崎県日向市曽根町３丁目60番地
債務者　藤原　初子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第９０号
熊本市北区武蔵ケ丘７丁目２番33号　シャロームミヤタ　102号室
債務者　二階堂しげみ
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０４号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1932番地３　シティハイツ上田Ⅳ103号、前住所熊本市東区小山２丁目18番86号　コーポ小山Ａ―20
債務者　三浦　綾華
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３８号
広島県福山市神辺町大字新湯野43番地３　レオパレスフレンディー104、前住所広島県福山市瀬戸町大字長和1426番地11
債務者　井上　辰博
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４５号
広島県福山市花園町１丁目３番12―1007号　エバーグリーン花園、前住所広島県福山市御幸町大字中津原1993番地15
債務者　藤川　一明
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第９７号
熊本市南区出仲間１丁目６番23号　スモールウィロー306
債務者　金城　　良
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
岩手県下閉伊郡山田町船越第15地割３番地197
債務者　清水　純子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月15日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第２４３２号
東京都江東区辰巳１丁目９―59―104
債務者　島田　文江
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４７１号
東京都豊島区巣鴨５丁目23―８―401
債務者　間野ひろ美
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４７２号
東京都板橋区赤塚３丁目32―14　第２コーポ並木201
債務者　渡辺　祥子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４７５号
東京都目黒区平町１丁目11―16―101
債務者　石山　憲一
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４８１号
東京都江戸川区東葛西４丁目49―９―203
債務者　関口　淳一
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４８４号
東京都葛飾区南水元１丁目４―15
債務者　小形　孝之
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４８５号
東京都葛飾区南水元１丁目４―15
債務者　根本まゆみ（旧姓小形）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４８６号
東京都町田市小山町4658―２
債務者　蓮沼　麻衣（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４８７号
東京都台東区寿３丁目19―２―603
債務者　植木　正雄
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部